

宇治市自転車の安全利用を促進する条例(素案)へのご意見の内容と それに対する市議会の考え方・変更内容

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
1	第1条	条例素案1条を読み取ると、世界遺産の中宇治地域の対象のみとも読まれる。宇治市全域を対象とするのであれば、全域と読み取れるよう表記するべきではないか。	宇治市の特性を強調していますが、対象は全市域です。	
2	第2条第2項	第1条の目的でございますが、この目的に世界遺産の宇治上神社や平等院を初め、宇治川周辺の重要文化的景観を有する宇治市において、市民はもとより宇治を訪れる観光客というふうに書いてございます。観光客にかなり重きを置いた条文の書き出しになっておりますけれども、第2条以下を精読いたしますと、そこに観光面に関する事項が以降は出てまいりません。先ほども意見をお聞きしますと、この観光に関しては、かなり皆さんのご要望なり意見がありましたけれども、この条文の中には実はないんです。したがって、第2条の定義の第2、関係事業者というのがございますが、これは自転車の小売を生業とする者というふうになっておりますが、ここに例えば観光事業者あるいは商店街等組合、そういうものを関係事業者の中に入れていただきまして、ともに自転車条例を守ってやっていこうというような形になればいいなというふうに思っております。	観光事業者、商店街等組合については「市民等の役割」の範疇と考えていますので、規定していません。	
3	第2条第2項 及び 第5条	第5条の関係事業者の責務ですが、これ、今申し上げた第2条の第2で、観光事業者なんかを入れたらどうかということをお伝えさせていただきましたけれども、そうなりますと、この第5条の中に観光事業者や商店街あるいは組合等は独自に駐輪場を設置していただく、あるいはその職場で働く従事者に対して独自で交通安全教育を実施していただく。こういうものが関係事業者の責務としてうたっていただけるといけないかというふうに思います。	原案のとおりとします。	

宇治市自転車の安全利用を促進する条例(素案)へのご意見の内容と それに対する市議会の考え方・変更内容

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
4	第3条	<p>市の責務でございます。これはこれで十分なんですけど、この中で1つ提案したいのは、自転車の登録制度。ちょっと法律的には難しい問題があるかと思いますが、今は防犯登録は購入時に入りますけれども、自転車の登録制度というのを宇治市独自で考えられないかというふうに思います。これができますと、というよりも、今、登録制度がございませんので、自転車本体は外見上のいわゆる匿名性が高い。つまり法秩序やマナーをなかなか守らないというところがありますから、登録制になって番号が出れば、少しはそういうことがなくなっていくんじゃないかというふうに思います。いわゆる安全教育だとかマナー向上による自転車事故、あるいは違反の防止、そういうものに役立っていく。あるいは自転車の盗難、あるいは違法な駐輪、あるいは不法の投棄、そういうものにも登録制というのは役立っていくと思いますが、これは私も勉強不足で、条例でそれが定められるかどうかにつきましては、もう少し検討の余地がある。宇治市条例でできるか、京都府条例でやらなあかんのか、道路交通法で決めなあかんのかということがありますので、これはまたご検討いただきまして、できればそういうものをしていただけたらと思います。</p>	<p>本条例に登録制度をいれることは厳しいと考えます。実施機関も含め、今後の検討課題と考えます。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
5	第3条第3項	<p>3条3項は市道だけ適用されているもので、市内全域を網羅するものであれば、府道等も含まれる内容にすべきではないか。</p>	<p>道路管理者は国・府・市と分かれていますが、宇治市内の国道・府道に関して市が国・府に整備を要請することになり、当然、府道、国道も含まれます。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
6	第4条	<p>条例素案は4条中の解説で歩道の傘さし運転禁止となっているが、この表記であれば、車道を通行してもよいと読み取れる。危険行為であることから車道も含めた内容にすべきではないか。</p>	<p>府条例に準じたので、本条例には規定していません。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>

宇治市自転車の安全利用を促進する条例(素案)へのご意見の内容と それに対する市議会の考え方・変更内容

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
7	第4条 及び 第7条	<p>条例案の4条にもありますけども、利用者の責務項目についてですが、先ほどからもお話が出てますけれど、規制や罰則強化が言われています。これだけでは事故の撲滅には無理があるんじゃないかというふうに思います。複雑な道交法、あるいは交通ルール、これがどうしてもやっぱり子供でもわかる簡素なものにしていく必要があるんじゃないかというふうに思います。特に将来を見込んで、幼少期のときからしっかり教育するということが非常に大事やと。一定、年いきますと、なかなか言われても右から左に抜けてしまうというようなこともありますんで、やっぱり小さいときからしっかり安全教育をやるということが大事ではないかというふうに思います。</p>	<p>ごもっともなご意見です。子どもたちが理解するには、条例文より、実際の安全教室、啓発活動などが一番効果的かと思えます。</p>	<p>ご意見としてお伺いします。</p>
8	第5条	<p>10月20日土曜日から12月2日日曜日まで、土曜、日曜、祭日に宇治駅、京阪電車のところでレンタサイクル30台の事業が始まるように聞いております。実験でございますが、有人対応のレンタル事業者が営業するようでございます。これからシーズンに入りまして、レンタサイクルの自転車を来られたお客さんが利用されるということは大変結構なことでございます。宇治から黄檗、そして三室戸等々へ行かれるには電車では少し不便、自転車ですと大変便利に行けますので、大変結構なことでございますが、やはり事業者に対しましては、罰則ではなくて、何か注意する事項等々がありましたらぜひ出していただきたいと思えます。</p>		<p>ご意見としてお伺いします。</p>
9	第5条	<p>具体的にレンタサイクル業者に対してどういった注意をすることが必要かということについては、レンタサイクル業者に対して、まず、保険ですね。業者には必ず強制的な保険に入っていただくということがまず大事やと思えます。対人、対物、特にこれから高齢者の方、そしてまた学生の方も借りられると思うんです。高齢者の方の自転車というのは、やっぱりちょっとふらふらされるときもあろうかと思えますので、ぜひ業者には強制的に保険には入るよという指導をいただきたいと思えます。</p> <p>業者と言いましたけど、業者はもちろんのこと、そのときにお借りされるお客さんにいかがですかとか、業者が保険の代理店みたいなことができないのかなということも思いました。</p>	<p>本条例では、市の責務において、レンタサイクル業者に対しても自転車の安全な利用についての啓発等を行うこととなります。保険に関しては、現段階では市内に常設のレンタル業者がありませんので、本条例には規定していません。なお、府条例において「保険又は共済への加入に努めること」等が規定されていますので府条例に準じるものと考えます。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>

宇治市自転車の安全利用を促進する条例(素案)へのご意見の内容と それに対する市議会の考え方・変更内容

NO.	該当条文	ご意見の内容	市議会の考え方、変更内容	
10	第5条	自転車の貸出し業者についての保険というのは先ほどありましたが、これは業者として貸し出す義務と遊戯者として保険は自分でかけておく必要があると思うんです。	同上	原案のとおりとします。
11	第7条第1項	自転車の交通安全教育等の第7条でございます。ここには、効果的な自転車交通安全教育の実施に努めるものとするというふうになっておりますが、これは努力義務でございます。これを義務化できないか。つまり、効果的な安全教育を実施しなければならないというふうに変更できないかなというふうに思っております。先ほども、いろんなマナーの話が出てきましたけれども、自転車交通の安全教育につきましては、あくまで学校でやっていただくことが一番効果的だというふうに思っておりますので、生徒さんあるいは児童の発達段階に応じた自転車の交通安全教育、そういうものをしていただく。要するに、学校教育の中、これは私立は難しいかもわかりませんが、公立の学校教育の中で自転車交通安全教育を義務化してほしいなというふうに思っております。	本条例は各機関の主体性を尊重して、努力義務としています。	原案のとおりとします。
12	第7条	この教育の中のほかの関係団体、6の次ぐらいに事業所、市内にたくさん事業所がございますが、その事業所においても自転車の交通安全教育を雇用者が被雇用者に対して安全教育や自転車の整備点検なんかを行うために事業所の責務として安全教育をしてくださいということをお願いしたかったらというふうに思っております。	市内事業者は「市民等の役割」の範疇と考えています。	原案のとおりとします。

宇治市自転車の安全利用を促進する条例の条項に関するものに限って回答させていただきましたが、貴重なご意見をたくさんいただいたことに感謝いたします。